

三、規約

- 第一條 本組合ハ日産合同労働組合ト称シ本組合ノ政策遂行ヲ以テ目的トス
- 第二條 組合事務所及本部ヲ田川郡ノ中央ニ置ク準備期間中ハ同郡川崎村森本勇方ニ假リ事務所本部ヲ置ク
- 第三條 本組合ハ一般産業ニ従事スル労働階級ヲ以テ組織ス
- 第四條 本組合ハ労働者農氏小商人及一般民ヲ以テ三十名以上ノ組合員ヲ獲得スル場合ハ執行委員会ノ承認ヲ経テ支部ヲ組織スルコトヲ得
- 第五條 本組合ハ労働者一切ニ加盟トス支持ヲ受ケザルコト但加盟スル場合ハ擴大執行委員会ノ決議ヲ要ス
- 第六條 本組合ハ左ノ機関ヲ置ク
 - 一、 大会
 - 二、 執行委員会
- 第七條 本組合最高機関ニシテ大会代議員並ニ本部役員支部長ヲ以テ構成ス
- 第八條 大会ヲ開催スル場合ハ一應最高幹部会ヲ以テ討議シ之ヲ執行委員会ニカケ執行委員会ニテ多数協賛ノ場合ハ大会召集ヲ組合長及以補佐ヲ以テ之ヲ任ス
- 第九條 大会代議員ハ各支部ニ依リ選出ス
- 第十條 以上三十名毎ニ對シ一名ヲ増スコトヲ得
- 第十一條 執行委員会ハ次期大会ニ至ル迄ノ決議機関ニシテ執行委員支部長及本部役員ヲ以テ構成シ大会ニ對シ責任ヲ負フ
- 第十二條 執行委員会ノ決定ニ依リ隨時組合長及補佐ヲ召集ス
- 第十三條 理事半数以上ノ賛成者ヲ得テ理事会ノ開催ヲ要求コタルトキ組合長補佐是レヲ召集スル事ヲ要ス
- 第十四條 執行委員会ハ本組合ノ執行機関ニシテ執行委員組合長主事會計監査後ヲ以テ構成シ大会並ニ理事会ニ對シ責任ヲ負フモノトス

- 第十四條 執行委員会ハ必要ニ應ジ隨時組合長補佐是ヲ召集ス
- 第十五條 執行委員会半数以上ノ賛成者ヲ以テ執行委員会開催ヲ要求コタル場合ニ組合長補佐之レヲ召集ス
- 第十六條 組合長ハ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、 組合長 一名、
 - 二、 主事 一名、
 - 三、 會計監査役 三名、
 - 四、 執行委員 十五名、
 - 五、 理事 三十名、
 - 六、 労働組合部長 一名、
 - 七、 農協組合部長 一名、
 - 八、 商入組合部長 一名、
 - 九、 青年直務部長 一名、
 - 十、 宣傳部長 一名、
 - 十一、 本部常任書記 一名、
- 第十七條 組合長ハ本組合代表トシテ一切ノ会務ヲ統理ス本組合一切ノ会合ニ際シテ議長ヲ務ム
- 第十八條 組合長ノ補佐組合長事務政アル場合ハ之レヲ代理ス
- 第十九條 主事ハ組合長ノ指示ヲ受ケ本組合ノ会務ヲ処理ス
- 第二十條 會計ハ本組合ノ金銭出納並ニ財政上ノ会務ヲ処理ス
- 第二十一條 會計監査役ハ會計事務一切ヲ監督スルモノトス
- 第二十二條 執行委員並ニ理事ハ役員ト共ニ一切ノ会務ヲ処理ス
- 第二十三條 労働階級部長 一名、農民組織部長 一名、商人組織部長 一名、青年組織部長 一名、常任書記 一名ヲ以テ組織一切ノ事務ノ責任ヲ負フモノトス
- 第二十四條 本組合ノ役員及役員ハ大会ニ於テ選任次ノ大会並ニ責任ヲ負フ但シ理事及大會ノ役員ニ加盟セムトスル者ハ左ノ要件ヲ具備スル事ヲ要ス
- 第二十五條 本組合ノ領政策宣言規約ヲ承認スル者ハ左ノ要件ヲ具備スル事ヲ要ス
 - (一) 本組合ノ領政策宣言規約ヲ承認スル者ハ左ノ要件ヲ具備スル事ヲ要ス
 - (二) 加盟金及一月以上ノ組合費ヲ納入シ引續キ毎月所定ノ組合費ヲ納入スルコトヲ承認ス
 - (三) 脱退者ニ際シ財政上何等ノ請求ヲナサザルコト
 - (四) 本組合加盟組合員ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ハ大会又ハ理事会ノ決議ニ依リテ除名又ハ其ノ他ノ処分ヲナスモノトス

No. 2.